

11月は「高齢者虐待防止推進月間」です

高齢者虐待防止推進月間とは？

高齢者虐待は年々増加傾向にあり、社会的な問題となっています。虐待の未然防止、早期発見・早期対応から、虐待を受けた高齢者の自立まで、切れ目のない支援が必要となってきます。

このような状況から、市では、高齢者虐待防止法が公布された11月を「高齢者虐待防止推進月間」と位置づけ、高齢者虐待について、広く周知・啓発を行うこととしています。

高齢者虐待とは？

65歳以上の高齢者に対して行われる次のような行為です。

身体的虐待

- 殴る、つねる、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる
- ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を過剰に服用させ身体拘束、抑制する等



心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 話しかけているのに意図的に無視をする等



性的虐待

- 排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸にして放置する
- わいせつな行為をしたり、強要する等



経済的虐待

(※養護していない高齢者の親族の行為を含む)

- 生活費を渡さない、使わせない
- 自宅等を本人に無断で売る
- 年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用する等



介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

- 入浴させず異臭がしたり、髪が伸び放題、皮膚が汚れている
- 水分や食事を十分与えられないことで、空腹状態が長時間続き脱水症状や栄養失調状態にある
- 室内がゴミだらけ等劣悪な環境で生活させる等



虐待かもと思ったら

ためらわずに高齢福祉課（市役所2階）、亀田福祉課、「高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター」に相談・通報してください。

※ 連絡先は4ページ「在宅高齢者・障がい者向けの除雪サービス」に記載しています。

高齢者の虐待防止・孤立防止パネル展

高齢者虐待を防止する取り組みや、高齢者の孤立を防ぐ取り組みについて紹介します。

期間・会場

▷11月26日(月)～30日(金)＝市役所1階市民ホール

▷12月8日(土)～14日(金)＝中央図書館1階展示コーナー ※ 12日(水)は施設の休館日です。

お問合せ 高齢福祉課 ☎21-3025

HP 後期高齢者医療制度障害認定申請について

後期高齢者医療制度の被保険者は75歳以上の方ですが、65歳から74歳で一定の障がいのある方も後期高齢者医療制度に加入することができます。

ご本人に保険料がかかりますが、医療機関での窓口負担が1割（現役並み所得者は3割）となる場合があります。さまざまなケースがありますので、詳しいことは、国保年金課（☎21-3184）または各支所へお問合せください。

【一定の障がいとは・・・】

- ・国民年金などの障害年金1・2級の方
- ・身体障害者手帳1～3級および4級の一部の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- ・療育手帳A（重度）の方

身体障害者手帳1～3級・精神障害者保健福祉手帳1級の方、知的障がいのある方でIQ50以下の方は、重度心身障害者医療費助成を受けることができます。（所得制限あり）

お問合せ 障がい保健福祉課 ☎21-3187